

醸造用甲州産地育成強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、醸造用ぶどうの産地の維持・生産の拡大に向けて、醸造用ぶどう安定取引推進会議（以下「推進会議」という。）が実施する、醸造用甲州産地育成強化事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

第2条 この補助金は、推進会議に対し、交付するものとする。

(補助対象経費)

第3条 この事業は、推進会議の取組により、ワインメーカーとの長期取引契約を締結し、醸造用甲州を新植する生産者に対する支援として、棚、垣根等の設置又は張替、土壌改良、苗木の購入及び育成に要する費用に対して、推進会議に補助するものであり、補助額は別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 推進会議は、交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を提出し知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込のない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(補助金の交付額の算定)

第6条 補助金の交付額は、次の基準により算定する。

- (1) 補助金の交付単価は、別表のとおりとする。
- (2) 補助対象面積は、推進会議の取組みにより、ワインメーカーとの長期取引契約を締結し、醸造用甲州を新植する面積とする。
- (3) 交付額は、補助対象面積に別表に定める各交付単価を乗じて得た額とする。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、知事に実績報告書（様式第5号）に関係書類を添付して提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、事業の完了又は中止若しくは廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(事業の完了)

第11条 この事業は、ほ場への苗木の植え付けをもって完了とし、天災など特別な場合を除き、事業が完了しない場合においては、既に交付した補助金を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別（又は別表）に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者は、この事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱失効後も、なおその効力を有する。
- 3 醸造用甲州産地育成事業費補助金交付要綱は、廃止する。ただし、醸造用甲州産地育成事業費補助金交付要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

補助金の交付単価

① 既存の棚・垣根を活用し、甲州を新植する場合

単位：円

	交付額（定額）	内容
10 アール当たりの 交付単価	50,000 円	土壌改良費 苗木代 育成費

② 既存の棚・垣根を修繕し、甲州を新植する場合

単位：円

	交付額（定額）	内容
10 アール当たりの 交付単価	100,000 円	棚・垣根の修繕費 土壌改良費 苗木代 育成費

③ 棚・垣根を新設し、甲州を新植する場合

単位：円

	交付額（定額）	内容
10 アール当たりの 交付単価	200,000 円	棚・垣根等資材費 土壌改良費 苗木代 育成費

補助金の額は、1,000 円未満を切り捨てとする。

様式第1号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

醸造用ぶどう安定取引推進会議
代表者名 印

令和 年度醸造用甲州産地育成強化事業費補助金交付申請書

このことについて、別添計画書のとおり実施したいので、醸造用甲州産地育成強化事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

交付申請額 円

※別記「醸造用甲州産地育成強化事業計画書」を添付

別記

令和 年度醸造用甲州産地育成強化事業計画書

1 事業実施主体

推進会議名	
代表者氏名	
代表者住所	

2 事業の目的

3 推進会議の状況

(1) 推進会議の構成

所属・職名	氏名	備考

(2) 推進会議の開催実績

開催日	開催場所	内容	備考

(3) 生産者とワインメーカーとのマッチングの開催実績

開催日	開催場所	内容	備考

(4) 今後の推進会議の開催計画

開催日	開催場所	内容	備考

4 申請額の算出

(1) 栽培契約の締結実績

契約生産者名	契約メーカー名	内容（交付要綱別表の①、②、③の番号を記入する）	契約面積(a)
合 計			

(2) 補助金交付申請額

交付要綱別表の番号	交付対象面積 (a)	交付申請額 (千円)
① 既存の棚・垣根を活用し、甲州を新植する場合の合計		
② 既存の棚・垣根を修繕し、甲州を新植する場合の合計		
③ 棚・垣根を新設し、甲州を新植する場合の合計		
合 計	a	千円

※面積は a 換算で小数点第 2 位以下は切り捨てとする。

※補助金の額は、既存の棚・垣根を活用し、甲州を新植する場合は 5 万円/10a、既存の棚・垣根を修繕し、甲州を新植する場合は 10 万円/10a、棚・垣根を新設し、甲州を新植する場合は 20 万円/10a を乗じて算出した額とし、千円未満は切り捨てとする。

5 事業完了予定日 年 月 日

6 添付資料

- (1) 契約書の写し
- (2) ほ場の面積が確認できる書類
- (3) 暴力団等を排除するための誓約書（契約生産者）

様式第2号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

醸造用ぶどう安定取引推進会議
代表者名 印

令和 年度醸造用甲州産地育成強化事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のあったこのことについて、
次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、醸造用甲州産地育成強化
事業費補助金交付要綱第5条の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

醸造用ぶどう安定取引推進会議
代表者名 殿

山梨県知事 氏名 印

令和 年度醸造用甲州産地育成強化事業費補助金交付決定通知書

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった醸造用甲州産地育成強化事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知します。

1 補助金の交付の対象となる事業は、令和〇年〇月〇日付けで申請のあった醸造用甲州産地育成強化事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。

2 補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助金の交付決定額 円

3 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

4 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

6 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

7 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

山梨県知事 殿

醸造用ぶどう安定取引推進会議
代表者名 印

令和 年度醸造用甲州産地育成強化事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のあった補助金について、醸造用甲州産地育成強化事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり概算払いの請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金交付 決定額①	既概算交付額 ②	差引額 ①-②=③	今回概算 請求額④	備考
円	円	円	円	

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法 口座振替

振替先銀行名 _____

預金種別 (当座・普通)
(ふりがな)

口座名 _____

口座番号 _____

様式第5号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

醸造用ぶどう安定取引推進会議
代表者名 印

令和 年度醸造用甲州産地育成強化事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け第 号で交付決定のあったこのことについて、醸造用甲州産地育成強化事業費補助金交付要綱第9条の規定により、別記のとおり報告します。

1 補助金の交付決定額 金 円

2 支払いの方法 口座振替

振替先銀行名 _____

預金種別 (当座・普通)
(ふりがな)

口座名 _____

口座番号 _____

別記

令和 年度醸造用甲州産地育成強化事業実績報告書

1 事業実施主体

推進会議名	
代表者氏名	
代表者住所	

2 事業の目的

3 推進会議の状況

(1) 推進会議の構成

所属・職名	氏名	備考

(2) 推進会議の開催実績

開催日	開催場所	内容	備考

(3) 生産者とワインメーカーとのマッチングの開催実績

開催日	開催場所	内容	備考

4 申請額の算出

(1) 栽培契約の締結実績

契約生産者名	契約メーカー名	内容（交付要綱別表の①、②、③の番号を記入する）	契約面積(a)
合計			

(2) 補助金交付申請額

交付要綱別表の番号	交付対象面積（a）	交付申請額（千円）
① 既存の棚・垣根を活用し、甲州を新植する場合の合計		
② 既存の棚・垣根を修繕し、甲州を新植する場合の合計		
③ 棚・垣根を新設し、甲州を新植する場合の合計		
合計	a	千円

※面積は a 換算で小数点第 2 位以下は切り捨てとする。

※補助金の額は、既存の棚・垣根を活用し、甲州を新植する場合は 5 万円/10a、既存の棚・垣根を修繕し、甲州を新植する場合は 10 万円/10a、棚・垣根を新設し、甲州を新植する場合は 20 万円/10a を乗じて算出した額とし、千円未満は切り捨てとする。

5 事業完了日 年 月 日

6 添付資料

(1) 実施状況がわかる写真

(2) 棚・垣根を新設し、甲州を新植する場合は、資材経費等の領収書等の写し

様式第6号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

醸造用ぶどう安定取引推進会議
代表者名 印

財産処分承認申請書

令和 年度醸造用甲州産地育成強化事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、醸造用甲州産地育成強化事業費補助金要綱第12条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

[法人にあつては事務所所在地]

住 所

[法人にあつては法人名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

㊞

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日